

任意の申出による資格喪失についてのご案内

平素は健康保険の事業運営にご協力いただきありがとうございます。

被保険者による任意の資格喪失の申出により、その**申出が当組合で受理された日の属する月の翌月1日に任意継続被保険者の資格を喪失**することができます。

(例) 申出書が4月15日に受理された場合→5月1日喪失

注意事項をご確認いただき、希望される方は任意継続被保険者資格喪失申出届（キリトリ線以下）をご提出ください。

(注意事項)

- 資格喪失日は当組合が申出書を受理した日の属する月の翌月1日です。日にちの指定はできません。
- 原則、申出後の取消はできません。
- 任意継続被保険者証は翌月1日以降、ご返却ください。返却が確認でき次第、健康保険資格喪失証明書を送付いたします。
- 保険料の還付金が発生する場合、還付額が確定次第、還付金請求書を送付いたします。

キリトリ

(任意申出用)

記入日 令和 年 月 日

大東建託健康保険組合 宛

任意継続被保険者資格喪失申出書

私は、上記注意事項を確認し、任意継続被保険者の資格喪失を希望いたします。

記号 9 番号 _____ ※任意継続保険証（カード上部）の4桁の番号

氏名 _____ 生年月日 昭和・平成 年 月 日

※任意継続被保険者証（家族分含む）は、資格喪失日以降ご返却ください。